

議案第96号関連資料 ステップハウスの試行実施について

今年度試行実施予定のステップハウス事業につきましては、当初民間支援団体の活用を検討していましたが、県が実施する県営住宅でのステップハウスの実施状況を踏まえ、まずは市営住宅を活用した事業実施を進めたいと考えています。つきましては、実施にあたり必要な費用を補正予算として計上するものです。

1. 事業の目的

この事業は、DV被害者等で自立意欲があるものの住宅がないために新たな生活が再建できない方に対し、恒久住宅へ移行するまでの間に期間限定（原則3ヶ月以内、最長1年）の住宅を提供するとともに、相談援助や見守りを行うことで、自立を支援することを目的とします。

2. 入居対象者

次の①～③をすべて満たす方とします。

①本市で緊急一時保護を行った18歳以上の方およびその同伴児

日常生活動作（ADL）が自立（身体的・精神的）していることを要件とします。

②就労自立の見込みがある方

③ステップハウスで生活することに、安全性が確保できる方

安全性については、チェックリスト等客観的に判断できるものをもとに総合的に判断します。

3. 運用内容

県のステップハウス事業を参考に、「市営住宅を活用したステップハウス」を実施予定です。

現在使われていない市営住宅を東部・西部で各1戸選定します。今年度は1戸を直営（DVセンター）により試行実施します。

4. 予算について

次の項目について、補正予算を計上しています。

・修繕料：2,000千円

・備品購入費：500千円

※なお、当初計上していた委託料は減額補正します。

5. 今後の予定

令和6年度：実施要領等の作成

ステップハウスの実施について自治会への説明

ステップハウス試行実施開始（2025年2月下旬頃）

令和7年度以降：ステップハウス事業の円滑な実施・検証

民間支援団体の活用を検討